

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案を検討

2018/04/05

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見第 36 号草案を検討した。委員は大量破壊兵器に関するパラグラフ 13 について、大量破壊兵器の取得・移転・売買への言及を加えて、犠牲者に補償する政府の義務に言及する提案を支持した。また、大量破壊兵器は確実に生命の破滅につながるものであるため、一層強力で現実的な文言を用いるべきであると指摘した。委員会は、大量破壊兵器に反対する明確なメッセージを伝えて、核軍縮実現に向けて誠実に交渉するよう各国政府に促さなければならないことを確認し、さらに、脚注で 2017 年の核兵器禁止条約に言及することに合意した。委員会は、変更されたパラグラフ 13 を採択した。続いて、法執行官が使用する低致死性武器について規定するパラグラフ 14 が取り上げられた。委員会は、低致死性武器の使用に際し、事前に注意する政府の責務を強調すべきであるとした。

移住労働者権利委員会開催の予定

2018/04/06

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会が4月9～20日に開催される。この会期では、アルジェリア、ガイアナ、セントビンセント・グレナディーンの様子が審査される。移住労働者権利条約の締約国は、上記の3カ国を含めて現在51カ国である。締約国は、移住労働者権利委員会に定期報告書を提出しなければならない。14名の独立の国際的人権専門家から成る委員会は、各国政府代表と条約の実施に関わる広範な問題を討議し、NGO・国内人権機関・国連機関の代表からも意見を聞き、各国に対する最終見解を作成する。今会期で審査される3カ国に対する最終見解は、4月23日に公表される予定である。

拷問犠牲者のための正義に関するパネル開催の予定

2018/04/10

国連人権高等弁務官事務所

国連拷問犠牲者支援基金理事会の年次会合(4月9～13日)で、司法へのアクセスに関するハイレベル・パネルが4月11日に開催される。このパネルでは、ジェンダーに基づく暴力の犠牲者・障害者・子どもなど、特定の被害者集団に対する支援方法、訴訟手続における包括的な支援方法などが取り上げられる予定である。パネリストは、拷問禁止委員会委員長、子どもの犠牲者の権利を擁護する活動家などである。拷問犠牲者でもあるジャーナリストのパネリストは、「拷問のサバイバーである私にとって、正義とは、裁判所で拷問の実行者の責任を問うことである。正義は犠牲者に安堵と達成感をもたらす。正義が保たれなければ、拷問実行者が増長することになるであろう。ゆえに、我々は一致団結して、裁判所が適正手続に従って拷問実行者自身の行動を問う場となる世界をつくらなければならない。」と述べている。

移住労働者権利委員会 移住者の子どもに関するパネル討議

2018/04/16

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会は、子どもの権利委員会と共同で作成した一般的意見を記念して、「移住者の子どもの権利を前面に一国際移住における子どもの人権保護に関する課題と責任」と題するパネル・ディスカッションを行った。移住労働者権利委員会委員長は、共同の一般的意見は、人権に基づいた出身国・経由国・目的国・帰還国における世界的移住政策の実施と、子どもの権利の実現の改善を促進するものであると述べた。子どもの権利委員会委員は、共同の一般的意見は、移住する子どもに関して移住労働者権利条約と子どもの権利条約を解釈する指針となるものであり、各国の義務を重視し、様々な義務を明確にし、相互を結びつけ、移住する子どもに関わる領域を拡大しようとするものであると述べた。この他、一般的意見で示された基準を具体的に運用する現場の活動家と協力する必要性などが主張された。

人種差別撤廃委員会開催の予定

2018/04/19

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会が4月23日～5月11日に開催され、キルギス、モーリタニア、ネパール、ペルー、サウジアラビア、スウェーデンの審査が行われる。人種差別撤廃条約の締約国は現在、上記の6カ国を含む179カ国である。条約締約国は人種差別撤廃委員会に定期報告書を提出しなければならない。委員会は各国の政府代表と討議し、NGOや国内人権機関からも意見を聞く。公開の討議はインターネット中継され(<http://webtv.un.org/live/>)、委員会の最終見解は5月11日に公表される予定である。人種差別撤廃委員会は世界中から選ばれた18名の人権専門家から成り、彼らは政府の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、条約に基づく各国の人権義務の履行状況を独立に評価するものである。

拷問禁止委員会開催の予定

2018/04/19

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会が4月18日～5月18日に開催され、ベラルーシ、チェコ、ノルウェー、カタル、セネガル、タジキスタンの審査が行われる。各国の政府代表と行われる公開の討議はインターネット中継され(<http://webtv.un.org/live/>)、各国に対する委員会の最終見解は5月18日に公表される予定である。拷問等禁止条約の締約国は現在、上記の6カ国を含む163カ国である。拷問禁止委員会は、各国の条約と委員会勧告の実施状況について定期的に審査を行う。委員会は世界中から選ばれた10名の人権専門家から成り、彼らは政府の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、条約に基づく各国の人権義務の履行状況を独立に評価するものである。

移住労働者権利委員会第 28 会期閉幕

2018/04/20

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 28 会期が閉幕した。閉幕前に委員会は、会期中に討議したアルジェリアとガイアナそれぞれに対する最終見解と勧告を採択した。また、報告書が提出されなかったセントビンセント・グレナディーンに対する最終見解も採択した。会期中には、子どもの権利委員会と共同で作成した、移住における子どもの権利に関する一般的意見のセレモニーを行った。さらに、移住者の自由と恣意的に抑留されない権利に関する一般的意見第 5 号を新たに起草することを決定した。加えて、移住に関するグローバル・コンパクトに移住労働者権利条約への言及がないことを懸念して、グローバル・コンパクトのまとめ役に書簡を送付した。第 29 会期は 9 月 3～12 日に開催され、マダガスカルとモザンビークの報告書が審査される予定である。

人権高等弁務官事務所とアフリカ連合が協力強化

2018/04/24

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官事務所とアフリカ連合(AU)は、アフリカ大陸で本格的な危機となる前に人権侵害を防止・対応するための戦略的パートナーシップを強化することに合意した。両者は、AUの平和維持活動が人権基準に従って行われるための枠組の設定について協力を継続すること、民主的スペースを拡大すること、人権と説明責任に関する国連とAUの共同枠組を整備・実施することに合意した。また、女性と少女に対する差別が平和と開発の障害であることを認め、最も困難・複雑な状況においても、すべての人々が権利行使できるように協力することを約束した。ゼイド人権高等弁務官は、AUは人権侵害の監視・報告・防止に関する専門技術の向上を目指しており、人権高等弁務官事務所は自身の経験・教訓・成功事例をAUに提供し支援することができると述べた。また、AUに対してアフリカ人権委員会などアフリカの人権機関の役割と独立性を強化するよう求めた。

ネルソン・マンデラ氏生誕 100 周年を記念するパネル討議

2018/04/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は 4 月 27 日、ネルソン・マンデラ氏生誕 100 周年を祝賀するパネル・ディスカッションを開催する。理事会は先月の会期で、マンデラ氏の人生と彼が残した遺産を祝賀するイベントとして、すべての人が参加する民主的な選挙が行われ、マンデラ氏と数百万人の南アフリカの人々が初めて投票することができた 1994 年の 4 月 27 日に合わせて会合することを決定していた。パネル・ディスカッションでは、マンデラ氏の生涯にわたる自由・人権・尊厳・平等・正義のための闘争、すべての人権の促進・保護の擁護者としての彼の役割に焦点が当てられる。パネリストは、国連副事務総長(ビデオ・メッセージでの参加)、人権副高等弁務官、アフリカ連合副議長、欧州連合の欧州対外行動局事務次長、開発の権利に関する作業部会議長、国連欧州本部南アフリカ常駐代表である。討議はインターネット中継される(<http://webtv.un.org>)。